

社会福祉法人 新川会 事業計画

1 法人の目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業所を経営する。

- (1) 障害者支援施設（施設入所、生活介護、短期入所、日中一時）の経営
 - ① 四ツ葉園
- (2) 多機能型事業所（就労継続支援 B 型、生活介護、日中一時）の経営
 - ① つつじ苑
 - ② さつき苑
 - ③ 雷鳥苑
- (3) 就労継続支援 B 型事業所の経営
 - ① 工房よつば
- (4) 相談支援事業所（一般相談支援、指定特定相談支援、指定障害児相談支援）の経営
 - ① 新川会地域相談支援室
- (5) 共同生活援助事業所の経営
 - ① まえざわの家
 - ② かわはらだの家
 - ③ つつみだにの家
 - ④ 第2つつみだにの家

2 基本理念

“明るい笑顔があふれるところ”

利用者一人ひとりの思いは様々です。お一人ひとりの思いに真摯に心を傾けることから支援を始めます。そして、支援の過程の中で利用者・支援者共に相互のふれあいをおとして心をかよわせ、共感し、学びあいながら人として成長し、自立への夢と希望を持ち続け、自分らしく生きることを実現したいと思えます。そのため、地域の人々に親しまれ、信頼される、開かれた施設づくりを実践します。

《支援者の心構え》

障がいのある人たちが、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が守られ、幸福な人生が享受できるよう支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは福祉職員としての倫理観と専門性を高め、自らの使命を誠実に実行しなければなりません。

- (1) 命の尊厳
私たちは、障がいを有する人たちの一人ひとりを、ともに生きる存在として共感し合い人間愛と奉仕の心で接します。
- (2) 人権の擁護
私たちは、障がいのある人たちに対する、あらゆる人権侵害をなくするために行動し、人として権利を守ります。
- (3) 個性の尊重
私たちは、障がいのある人たちの、自分らしい生き方を尊重し、その可能性を信じ

て支援にあたります。

(4) 社会への参加

私たちは、障がいのある人たちが、地域の構成員の一人として、自立した暮らしが選べるよう必要な福祉資源の充実と支援に努めます。

(5) 専門的支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を果たすために、常に研鑽を続け、障がいのある人たち一人ひとりが自分らしい暮らしを送れるよう支援します。

3 基本方針

基本理念を達成するため、次のとおり具体的な取り組みを行い、一人ひとりのニーズに即した一貫した支援の継続により、利用者の方が自分らしい生活を実現できるよう努めます。

(1) 「個別支援計画」に基づく支援

事前の「サービス等利用計画」と市町村の支給決定を受け、その上で、利用者の意向等により、重要事項説明書等、説明と同意の上、サービス利用の契約を行います。

① サービス管理責任者の指導のもと、「個別支援計画」を策定し、目標の達成に努めるとともに、職員間の共通の理解と情報の共有を図り、事業所として適正で、一貫性のある支援ができるよう努めます。

② 「個別支援計画」の策定にあたっては、「サービス等利用計画」の他、利用者の人権、人格を尊重し、心身の状態、環境、家族の希望等、十分なアセスメントを行い、利用者の立場に立った具体的サービスの提供と支援に努めます。

③ 「個別支援計画」について、利用者もちろん、家族（保護者・後見人）に対する説明と同意に基づき支援を行うとともに、定期的に支援の見直しや改善を行い、支援の向上を目指します。

(2) サービスの質の向上

① あらゆる場面、あらゆる機会をとおして、利用者の思いに真摯に向き合うとともに保護者の希望にも適切に対応できる信頼関係を築きます。

② ボランティアや施設実習生、関係機関等の外部の意見や批判等についても真摯に受け止め、サービスの向上に努めます。

③ 事故及び「ヒヤリハット」報告について、検証を行い、経験と教訓を蓄積することによって、支援体制や方法を改善します。

(3) 人権の擁護

事業所における、人権侵害、虐待が生じることのないよう、あらゆる機会を捉え、具体的事例について相互に意見を交わし、常に利用者主体の開かれた事業所運営を行います。

(4) 職員の資質の向上

① 法人の基本理念について、その重要性について職員自らが自覚し、職員がこの基本理念に基づいた社会福祉事業の推進を図れるよう資質の向上に努めます。

② 年間研修計画に基づいて、内外の研修に積極的に参加し、福祉職員としての倫理観や、専門的な知識の習得等、そのレベルアップを図ります。

③ 事業の実施に必要な各種の資格の取得及び受講等に関して、積極的且つ計画的に支援します。

(5) 実習生の受け入れ

将来、福祉職場を目指す実習生に、施設の役割や仕事の内容について、体験し学習する機会を提供し、将来の福祉人材の育成を図ります。

(6) ボランティアの受け入れと地域交流

①地域の福祉・教育及び各分野の団体・個人のボランティアを積極的に受け入れ、障がい者への理解、施設への理解を広めます。また、ボランティアから得られる様々な意見、情報を施設の事業の活性化に活かしていきます。

②利用者の地域奉仕活動を工夫し、障がい者の社会的参加と交流の機会を広げます。

(7) 法人の組織、運営体制及び年間行事計画等

別紙のとおり

4 令和2年度重点目標

(1) サービスの質の向上を図りながら、「働き方改革」を進める（継続）

①勤怠管理の効率化の向上

②「同一労働同一賃金」への対応と臨時職員の支援力充実

③「パワハラ防止法」への対応

→パワーハラスメント及びセクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止に係る取扱い要綱の施行

(2) 滑川市福祉センターの改修に伴うつつじ苑の要望の取りまとめ（継続）

(3) 滑川・中新川圏域の地域生活支援拠点等の整備への協力（継続）

(4) 創立30周年（令和3年度）に向けての準備（新規）

(5) 報酬改定（令和3年度）に向けての準備（新規）

(6) 健康で安全な生活の領域

①避難路の整備

(7) 専門性のより一層の向上

①利用者との関係性の向上

②自閉症及び行動障害への対応

③介護技術の向上

④計画相談の質の向上と各種加算の取得増

(8) 個別支援計画の充実

①本人を交えての個別支援計画の提示

②より具体的な内容の記載

③高齢利用者の状態に合わせた生活設計

④一人暮らし予定者へのバックアップ

(9) 園芸植物等の栽培・加工

①ラベンダー、ニンニク、唐辛子の栽培加工

②ドライフラワーの作成

③当帰の加工受託

④よもぎシリーズの試作

⑤ブルーベリー栽培拡大及び調理加工販売

(10) 地域との関係作り

①つつみだにの家の絵画教室の開放試行

四ツ葉園 事業計画

1 基本方針

家族と離れて生活している利用者の方に、安心と安全が確保され、生き生きとした場の提供に努め、利用者と職員のふれあいを通して、一人ひとりが目標に向かって、意欲的に生活ができるよう支援します。

- (1) 利用者一人ひとりの可能性や長所に焦点をあて、ライフステージに見合った利用者主体の支援に取り組みます。
- (2) 生活環境が安全、快適であるための配慮を行い、日々改善の視点を持ち、施設環境の向上を目指します。
- (3) 日中活動の充実や満足できる内容の提供に取り組み、意欲の向上を図ります。
- (4) 社会自立に向けて、一人ひとりに合わせた個別的な配慮に努めます。
- (5) 地域、利用者とのふれあいを通して障害への理解を深めるとともに施設での取り組みについて発信し、地域にひらかれた施設を目指します。
- (6) 職員は、利用者との適切な関係を図り、サービスの質の向上と支援者としての資質の向上に日々努めます。

2 支援計画と内容

従来の支援の継続の中で、支援の質的向上を目指し、令和2年度は下記の事項を重点課題として支援を行います。

アクションプランとして、自分らしい生活を目指し、パーソンセンタード(本人中心)をテーマに、利用者と職員が一緒に個別支援計画を作成・取り組むことに重点を置きます。

(1) 施設入所支援

自己実現が満たされることを利用者と職員が一緒に目指し、生活の主体者であることを実感できるように支援します。

①生活環境

衛生的な環境、施設全体が家庭的な雰囲気作りに取り組み、精神活動が円滑に進むような生活空間作りの視点を持ち、環境向上に努めます。

②保健・給食

時季外れの感染症を想定して日頃から、嘔吐、発熱、下痢等に対しての健康観察と情報共有を行い感染の蔓延予防に努めます。また、食事場面では日頃から、咽るなど誤嚥の初期症状への気づき、個々に応じた食事支援に努めます。

③余暇支援

利用者の希望や個性に応じて余暇活動や社会体験の具体的内容を全利用者とは担当職員と一緒に目標を設定・実行し、余暇の充実と関係性の向上に取り組みます。

④安心・安全な暮らし

法定の火災を想定し避難訓練を年2回実施。土砂災害、無届外出、不審者対応のマニュアルを年1回読み合わせ、課題を見出しマニュアルの点検を行います。

⑤リスクマネジメント

事故はもちろん「ひやりはっと」ケースの情報提供に組織で取り組み、月1回のケース会議で事案を振り返り、支援体制や方法の改善に取り組みます。

(2) 生活介護

職員数の確保が困難な状況の中であっても、日中活動を行うことで生活のリズムを整え、メリハリを意識した創意工夫された日課の提供に努めます。

①作業班

令和2年度は、従来の主要な活動内容を継続し、新たな班編成で活動を行います。昨年度に続き、交通安全運動にマスコットの作成、配布活動に携わり、地域貢献を行います。

②療育班

利用者の歩行運動・レクリエーションに対する意欲度を調査して3年目になります。令和2年度は、調査方法をきめ細かにして、一人ひとりの興味や強みの部分を検証し、効果的な援助ができるように努めます。

③日中活動の質の向上

作業療法士、音楽療法士による訪問指導を継続し、日中活動の内容が向上することで利用者の参加意欲を高め、満足度が高まる活動を目指して取り組みます。

(3) 職員資質の向上・人材育成

①支援課会議でグループワーク等、職員同士が様々な角度から意見を出し合える話し合いの場を年2回設け、利用者支援の見直しや改善に取り組みます。

②専門職に対する意識とケースワークスキルの向上を目指し、研修内容を計画的かつ希望を募り積極的な参加に努めます。

3 その他

①人材確保

人材確保が困難な時代ですが、従来同様、施設で働く喜びややりがいを実習生に伝える機会を設けます。また、納涼祭や園祭を中心に学生（専門学校、大学等）ボランティアの募集に力を注ぎ、障害者の理解と人材確保の取り組みを継続します。

②30周年記念

令和3年7月の30周年に向けて、記念誌の作成に取り組みます。また、30周年を記念して、親子ふれあい遠足（仮称）の企画作りに取り組みます。

③地域交流行事（納涼祭・園祭）

納涼祭は、近年の高温等に対するリスクを考慮して館内実施を企画します。園祭は、上市ロータリークラブとの合同演奏を企画し、地域の方との交流機会の活性に取り組みます。

地域生活相談室 事業計画

1 基本方針

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、心身の状況及びその置かれている環境等に応じて、意志及び人格を尊重し、適切な相談支援を行います。その際、関係機関との連携を図り、障害者・児とその家族に寄り添った支援に努めます。

- (1) 指定一般相談支援事業（県指定）
- (2) 指定障害児相談支援事業（市町村指定）
- (3) 指定特定相談支援事業（市町村指定）
- (4) 障害児等療育支援事業（県委託事業）

2 相談支援の内容

(1) 指定一般相談支援事業

- ① 生活相談
訪問、外来及び電話・メールによる相談支援
- ② 就労相談
障害者雇用制度の利用等ハローワークと連携した就労支援
- ③ 行政手続等の支援
障害手帳、障害年金等の申請
- ④ 権利擁護
成年後見の手続、日常生活自立支援事業
- ⑤ 地域移行支援
入所施設及び病院の長期入所者及び入院者の地域移行の計画と住居の確保等
地域生活に移行するための相談・支援
- ⑥ 地域定着支援
単身等で生活する障害者に対し、緊急訪問や相談等に応じ、常時の見守り
等を行い地域生活の継続を支援

(2) 指定障害児相談支援事業

- ① 障害児相談支援
 - ・サービス等利用計画（案）の作成と連絡・調整
 - ・継続サービス利用支援（モニタリング）
- ② サービス担当者会議
 - ・サービス支給決定に係る情報の共有と利用の調整
- ③ 進路支援
就学や就業に向けての移行がスムーズに行えるよう、相談や関係機関と連携
- ④ その他、（1）①～④

(3) 指定特定相談支援事業

- ① 計画相談支援
 - ・サービス等利用計画（案）の作成と連絡・調整
 - ・継続サービス利用支援（モニタリング）の実施によるきめ細やかな相談支援

- ② サービス担当者会議
 - ・サービス支給決定に係る情報の共有と利用の調整
 - ③ 病院や居宅介護事業所、教育機関等との連携と情報共有
 - ④ 行動障害等への専門性の高い支援の実施体制作り
 - ⑤ 介護保険へのスムーズな移行に向けた連携
 - ⑥ その他、（１）①～④
- （４）障害児等療育支援事業
- ① 訪問療育等支援事業
 - ② 外来療育支援事業
 - ③ 施設支援療育等支援事業 ミュージック・ケアやレクリエーション指導等
- ３ 関係機関との連携と地域福祉ネットワークの構築
- （１）関係機関との連携を図りながら、障がい者の多様なニーズに向き合い、個々の障がい者・児とその家族に寄り添った支援
- ① サービス等利用計画作成にあわせたサービス担当者会議の実施
 - ② 処遇困難事例に対するケア会議等の実施
 - ③ 地域のサービス提供事業所とのサービス調整会議の開催
 - ④ 医療的ケア児支援機関会議の開催
- （２）地域自立支援協議会への参画
- ① 関係機関及び事業所の連携
 - 相談支援事業所間の連携と協議の場
 - ② 処遇困難事例に関する協議
 - ③ 地域福祉計画等ニーズの把握と改善
 - 地域生活支援拠点整備に向けた関係機関との役割分担
 - 多様化するニーズに対し、関係機関や地域のサービス事業所間の連携
- （３）社会啓発活動
- ① 福祉のイベントへの参画・協力
 - ② ボランティアの参加促進と育成
- ４．多様なニーズに対応するための相談支援専門員のスキル向上
- ① 相談室定例会議の実施
 - ② 富山県相談支援専門員協会等の研修会の参加
 - ③ 行動障害等専門分野の研修の参加

新川会グループホーム 事業計画

1 基本方針

就労または就労継続支援などのサービスを利用している知的障がい者であって、地域生活を営む上で一定の日常生活の援助が必要なものを対象として支援を行います。

- (1) 暮らしのリズムを保ち、健康な暮らしの継続に努めるとともに、身辺や社会生活面での未自立の部分を補いながら社会人としての成長を見守ります。
- (2) 日々の暮らしの中で一人ひとりの気持ちに寄り添い、体調管理や対人関係等の不安や悩みに応える等、コミュニケーション能力の向上に努めます。
- (3) 共同生活をとおして一人ひとりが地域での生活の仕方を学び、社会人としての意欲と自信を育むよう支援します。また、休日や余暇の過ごし方について集团的、個別的に対応した内容を提供します。
- (4) 利用者が充実した日々が過ごせるよう、就労先や日中活動事業所と連携します。また、利用者の心の支えとして家族との絆を大切にされた支援を心がけます。
- (5) 地域の福祉イベント等に参画し、住民とのふれあいをとおして障がいへの理解を深めます。

2 支援の領域と内容

(1) 安全・安心と健康

- ① 避難・防災訓練と建物/設備の点検（法定点検等）※消防法等
- ② 感染症の予防
- ③ 医療管理と指導
生活習慣病の治療と予防及び服薬管理
受診・通院及び静養
高齢期を迎えた利用者への日常生活支援

(2) 身辺生活スキルの向上

- ① 規則正しい生活と清潔な生活習慣の継続
- ② 私物の管理及び衣類・日用品の整理・整頓
- ③ 洗濯及び清掃 ※当番・係、個別

(3) 社会的生活の支援

- ① 共同生活のルールとマナー
- ② 金銭の使用（ショッピング）及び金銭管理（小遣い帳）
- ③ 公共の場でのルールとマナーの習得
- ④ 余暇の支援

(4) 就労（会社）及び通所サービス事業所との連絡・調整

- ① 就労状況の把握（意見・要望）及び医療的対応（通院、病欠、静養）
- ② 日中活動サービス事業所とグループホームの情報の共有と適正な対処。

(5) P D C Aサイクルを大切にされたサービス提供のプロセス

- ① 本人及び家族のニーズの確認
- ② 6ヶ月に1度のモニタリングの実施

3 ホームの管理・運営

- (1) 定例打合会の実施（各ホーム毎月 月末）

- ① 月間の勤務、日程・行事の確認
 - ② 食費（食材費）、小遣いの授受
 - ③ 利用者間の対人関係についての理解と統一的な対応
- (2) 世話人の研修の実施
- ① ホームでの個々の利用者の言動について、一緒に考え、適切なアドバイスを行い、入所者に対する理解とスキルアップを図ります。
 - ② 先進施設の訪問等をとおして学びの機会を設けます。
 - ③ 障害者虐待防止や権利擁護についての研修会に積極的に参加します。
- 4 ホームのバックアップ体制
- (1) 生活支援員による休日の支援
- ① 利用者の昼食の提供
生活支援員による簡単な調理の仕方について指導
 - ② 生活の知識と技能の伝授
寝具、衣類の手入れ等
 - ③ 余暇の過ごし方 ※晴天時 雨天時のメニュー
 - ・個人又は小グループでの特技や趣味の指導と材料等の手配
 - ・散歩や運動及び外食
 - ・園芸・畑作、環境美化・整備
- (2) 食事・健康に関する助言・指導
- ① 栄養士による献立・調理等の助言・指導
 - ② 看護師による検診結果等についての助言・指導
- 5 短期入所利用者の受け入れ
- 居宅等において家族の疾病その他の理由により、短期間の入所が必要な一般就労や就労事業所等を利用している人に居住の場を提供し、食事、入浴等の日常生活上の支援を行います。
- また、長期に入所施設等を利用している利用者や特別支援学校から地域移行する人に対し、地域での生活を享受する機会を提供します。
- 6 地域資源の利用等
- (1) 育成会及び育成会本人部会への参加
- (2) 地域のサークル等への参加 スポーツクラブ等
- 7 ホームの課題と展望
- 多様化する地域のニーズに対応した運営を行います。
- (1) 高齢化する入居者の心身の状況に応じて、介護保険サービス等を組み合わせて生きがいをもって余生を過ごすことができるよう支援を行います。
- (2) 家庭生活において困難に遭遇している障がい者に、小集団による自律的な生活ができるよう支援と観察を行い、関係の修復と適応性を図ります。
- (3) アパートの単身生活など自立した生活に向けて、ステップアップできるよう取り組みます。

雷鳥苑 事業計画

1 基本方針

地域に在宅する知的障がい者に、ふれあいの場を提供するとともに、生活体験の広がりの中で、一人ひとりが自立に向けて意欲と自信を育むよう支援します。

- (1) 利用者の障害の状況や能力、興味に適した活動場面を提供し、作業や活動への興味をみだし個性や長所の伸長を図ります。
- (2) 利用者一人ひとりの健康と安全に配慮し、安定した生活リズムを形成するとともに、楽しく充実した日々を過ごせるように支援します。
- (3) 身近生活自立への支援を通じて、生活習慣とコミュニケーションの形成に努めます。
- (4) 地域の人々との交流を深め、共生の理念に基づく地域づくりを推進するとともに、障がい者の社会参加に努めます。
- (5) 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 支援計画と内容

個別支援計画に基づいて、一人ひとりの状況や目標に合わせた支援課題を見出し、目標達成に向けて本人に寄り添った支援に努めます。

従来の支援は継続して行い、令和2年度は下記の事項を重点課題として支援を行います。

(1) 生活介護

日中活動の中で様々な活動を提供し、興味を引き出し意欲と自信を育みます。また体を動かす機会を積極的に取り入れ、楽しく充実した1日が過ごせるよう支援します。

- ① リサイクル活動を中心に受託作業や手芸品づくり、散歩などメリハリのある活動となるよう支援します。
- ② 畑作業では、ニンニクの収穫や下処理など利用者が主体的に動ける場を増やし、意欲的にまた、働く楽しさを感じられるよう努めます。
- ③ 新規利用者1名を含め、安全安心に活動できる環境づくりに努めます。おやつ作りや音楽療法は月1回継続して取組みます。

(2) 就労継続支援（B型）

自立した日常生活や社会生活を送れるよう、生産活動を通して知識及び能力の向上にむけて利用者と一緒に仕事に取り組み支援します。

- ① ニンニクの栽培量（3000）と加工品（乾燥等）の種類を増やしていく。生産工程では、器具の正しい使用方法を理解し利用者が安全に参加できるように支援します。
- ② ラベンダー栽培では、水の管理を徹底する。ラベンダーを使った商品を2種類増やします。
ラベンダー以外の花の栽培も行いドライフラワーとして製品づくりを行います。
- ③ 受託作業では、手洗いを徹底し、健康面、衛生面に意識して取り組めるよう支援します。

3 その他

① 職員資質の向上・人材育成

法人内外での研修等に積極的に参加し自己研鑽に努め、利用者支援の向上を目指し

ます。

毎日の打合せでは情報共有を確実にを行い、より良い利用者支援に繋がられるよう努めます。

定期的に支援会議を実施し様々な視点から意見や疑問などに話し合いができるよう取り組みます。

②実習生の受け入れ

福祉、障害者への理解と人材育成を視野に入れ体験学習の場を提供します。

さつき苑 事業計画

1 基本方針

地域に在宅する知的障害者に、ふれあいの場を提供するとともに、生活体験の広がりの中で、一人ひとりが自立に向けて意欲と自信を育むよう支援します。

- (1) 利用者の障害の状況や能力、興味に適した活動場面を提供し、作業や活動への興味を見出し個性や長所の伸長を図ります。
- (2) 利用者一人ひとりの健康と安全に配慮し、安定した生活リズムを形成するとともに楽しく充実した日々を過ごせるように支援します。
- (3) 身近生活自立への支援を通じて、生活習慣とコミュニケーションの形成に努めます。
- (4) 地域の人々との交流を深め、共生の理念に基づく地域づくりを推進するとともに、障害者の社会参加に努めます。
- (5) 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 支援計画と内容

一人ひとりが必要としている支援やニーズを組み入れた個別支援計画の中で、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう適切な支援に努めます。

従来の支援は継続して行い、令和2年度は下記の事項を重点課題として支援を行います。

(1) 生活介護（定員18名）

健康面に配慮し、運動や体力づくり、創作活動を取り入れた日課の中で活動への興味を見出し、集中力や持続力を培えるよう支援します。生活の中で身近処理の自立に向けた援助を行い、生活スキルの定着をめざします。

- ①行動障害の利用者を中心にグループ編成の見直しと構造化を図り、落ち着いて作業に取り組める環境を整えます。
- ②畑作業や散歩等、戸外の活動を充実させ心身の健康を保てるよう支援します。
- ③木工製品や、アルミ缶バッチ、ラベンダーの花取りやひのき(入浴雑貨)の袋詰め等、販売に向け目標を持った製品づくりに取り組みます。

(2) 就労継続支援（B型）（定員20名）

働くことの喜びを感じながら、必要な知識やマナーが身につくよう、生活や作業場面で必要な支援を行います。

- ①よもぎや自家栽培のとうきやラベンダーを使用し、入浴雑貨を制作、販売し工賃向上をめざします。
- ②新規の受託作業として、乾燥トウキの加工に責任をもって取り組めるよう支援します。
- ③従来の受託作業は、基本を見直し集中して正確に行える環境で取り組みます。

3 その他

①ボランティアや実習生の受け入れ

障害者への理解と人材育成を目的に社会参加と交流の機会を広げます。

②職員の資質向上

各種研修に参加し、専門的な知識とスキルアップにつなげます。

つつじ苑 事業計画

1 基本方針

地域に在宅する知的障害者に、ふれあいの場を提供するとともに、生活体験の広がりの中で、一人ひとりが自立に向けて意欲と自信を育むよう支援します。

- (1) 利用者の障がいの状況や能力、興味に適した活動場面を提供し、作業や活動への興味を見出し個性や長所の伸長を図ります。
- (2) 利用者一人ひとりの健康と安全に配慮し、安定した生活リズムを形成するとともに、楽しく充実した日々を過ごせるように支援します。
- (3) 身近生活自立への支援を通じて、生活習慣とコミュニケーションの形成に努めます。
- (4) 地域の人々との交流を深め、共生の理念に基づく地域づくりを推進するとともに、障害者の社会参加に努めます。
- (5) 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 支援計画と内容

個別支援計画に基づき、一人ひとりの状況や目標に合わせた支援課題を見出し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう適切な支援に努めます。

従来の支援を行いながら令和2年度は、下記の事項を重点課題として支援を行います。

(1) 生活介護

日中活動の中で一人ひとりの役割を設け責任感を養うとともに楽しく充実して過ごせるようにします。

- (ア) 前年度に引き続き紙粘土や和紙を使用してだるまや干支の置物の作品作り、再生紙を利用して器作り、紙版画に取り組み感性や能力を引き出すと共に銀行や公共施設での作品展示を通じて広く地域の方につつじ苑のことを知ってもらえるように努めます。
- (イ) ブルーベリー栽培や畑作に取り組み季節を感じ屋外で身体を使って働く喜びを知ってもらうように努めます。

プランターを利用した野菜作り（ミニトマト、きゅうり、バジル）を行い、収穫物を調理して味わいます。

(2) 就労継続支援（B型）

自分で考え行動できるようにまた就労や自立した生活に向けて知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

- ① 受託作業を取り組み作業方法や技術を身につくように支援します。
- ② 就労に必要な知識、マナーや技術の形成に取り組み関係機関と連携し一般就労につなぎます。
- ③ 自主製品の開発（機織り製品、入浴雑貨）
- ④ ブルーベリー栽培や畑作に取り組み季節を感じ屋外で身体を使って働く喜びを知ってもらうように努めます。
- ⑤ 新川障害者就労・生活支援センターと連携し就労に向けての勉強会やつつじ苑から一般就労した元利用者からの実際の就労についての話を聞く機会を設ける。

3 その他

①ブルーベリー農園での作業

年間を通して定期的にブルーベリーの栽培について園主から学ぶとともに作業を通じて地域の方と交流する機会を設けます。つつじ苑でのブルーベリー栽培の本数を30本追加し約200本に増やします。

②どんどん焼きのイベントでの販売

調理から販売まで携わることで一連の流れがわかり自分で作ったものが、売れる喜びを味わう。

調理や販売に携われる利用者を増やす。(1名→2名)

③アセスメント力の向上

各利用者の性格、特性、苦手なこと、強み等を日頃の状況をつぶさにみて情報を共有し合い具体的な支援策に繋がるようにします。

④ジャム等の販売

H31 ジャムとして好評だったブルーベリージャム、いちじくジャム、ジェノベーゼソース等調理加工を行い新川会イベントにて販売を行う。

工房よつば 事業計画

1 基本方針

地域に在住する知的障がい者に、ふれあいの場を提供するとともに、生活体験の広がりの中で、一人ひとりが自立に向けて意欲と自信を育むよう支援します。

- (1) 利用者の障がいの状況や能力、興味に適した活動場面を提供し、作業や活動への興味を見だし個性や長所の伸長を図ります。
- (2) 利用者一人ひとりの健康と安全に配慮し、安定した生活リズムを形成するとともに、楽しく充実した日々を過ごせるように支援します。
- (3) 身近自立への支援を通じて、生活習慣とコミュニケーションの形成に努めます。
- (4) 地域の人々との交流を深め、共生の理念に基づく地域づくりを推進するとともに、障がい者の社会参加に努めます。
- (5) 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 支援計画と内容

個別支援計画を支援の柱とし、一人ひとりの状況や目標に合わせた支援課題を見出し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう適切な支援に努めます。

就労継続支援(B型)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の場を提供するとともに知識や能力の向上のために必要な支援を行います。

○内容

- ・自主製品
 - ・入浴用雑貨(よもぎ風呂)の製作
より品質の良いものの製作を安定的に行うことにより仕事への自信や責任に繋げていきます。
 - ・よもぎを使用した製品開発
入浴雑貨に使用しているよもぎを余すことなく活用するためによもぎオイルや染物の製作に着手し、よもぎ製品の種類拡大に務めます。
 - ・ラベンダーの栽培
他事業所と連携しラベンダーの栽培に取り組むと共に、製品化することでより達成感に繋がります。
 - ・野菜の栽培
原木椎茸や季節の野菜の栽培と販売を行い、基礎体力の向上や作業技術の習得を行い、収穫時期には皆で収穫の喜びを共に味わいます。
- ・受託作業
 - ・ダイキャストのゲートカット
 - ・入浴セット等の袋詰め ・粗品用ごみ袋セット
 - ・カレンダー巻き・官公庁からの受注作業他
- ・就労支援
 - ・必要な知識や技術の習得、見学・実習先の開拓